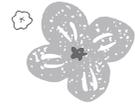


### (3) 西条市



#### ① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児慢性特定疾病に関すること</li> <li>・ 子どもの病気や障がいに関する不安や悩み</li> <li>・ 病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み</li> <li>・ 同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど</li> </ul>	<b>認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室</b>  〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	<b>電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp</b>	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障害者手帳に関する こと	<b>西条市役所 社会福祉課 障がい給付係</b>  〒793-8601 西条市明屋敷164番地	<b>電話 : 0897-52-1493 FAX : 0897-52-1294</b>	平日 8:30~17:15
福祉サービスに 関すること	<b>西条市役所 社会福祉課 障がい支援係</b>  〒793-8601 西条市明屋敷164番地	<b>電話 : 0897-52-1214 FAX : 0897-52-1294</b>	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園に ついて	<b>西条市役所 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係</b>  〒793-8601 西条市明屋敷164番地	<b>電話 : 0897-52-1337 FAX : 0897-52-1225</b>	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について	<b>西条市教育委員会 学校教育課</b>  〒793-8601 西条市明屋敷164番地	<b>電話 : 0897-56-5151 FAX : 0897-52-1210</b>	平日 8:30~17:15
子育て、発達、虐待、 不登校、いじめ、非 行など、子どもに関 すること、子育てに 関することについて	<b>西条市役所 子育て支援課 子育て支援係 学校教育課 指導係</b>  〒793-8601 西条市明屋敷164番地	<b>電話 : 0897-52-1370 FAX : 0897-52-1225</b>	平日 8:30~17:15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子どもの医療費に関すること 手当てや助成について	西条市役所 国保医療課 医療係 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 (医療費)	電話：0897-52-1212 FAX：0897-52-1295	平日 8：30～17：15
	西部支所 市民福祉課 福祉保険係 〒799-1394 西条市周布349番地1 (医療費)	電話：0898-64-2700 (代表) FAX：0898-65-4363	
	西条保健所 健康増進課 難病・母子保健係 〒793-8516 西条市喜多川796番地1 (小児慢性特定疾病)	電話：0897-56-1300 FAX：0897-56-3848	
	西条市役所 子育て支援課 子育て支援係 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 (児童手当、児童扶養手当等)	電話：0897-52-1370 FAX：0897-52-1225	
	西条市役所 社会福祉課 障がい給付係 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 (特別児童扶養手当等)	電話：0897-52-1493 FAX：0897-52-1294	
難病に関すること	西条保健所 健康増進課 難病・母子保健係 〒793-8516 西条市喜多川796番地1	電話：0897-56-1300 FAX：0897-56-3848	平日 8：30～17：15
発達障がいに関すること	東部ウイング サポートセンター 〒793-0030 西条市大町68番地6	電話：0897-56-8114	平日 8：30～19：00 土曜日及び 第4日曜日 8：30～17：15
	西部ウイング サポートセンター 〒791-0508 西条市丹原町池田 1561番地3	電話：0898-68-1520	

## ② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、市ホームページにてご確認ください。

### ○母子保健事業

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康を守るためのもので、妊娠の経過から出産、予防接種の実施状況、お子さんの成長を記録する大切な手帳です。	市内在住の妊婦	西条市役所 健康医療推進課 子育て世代包括支援係 〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西条市総合福祉センター 2階 電話：0897-52-1316 FAX：0897-52-1293
妊婦一般健康診査	妊婦さんと赤ちゃんの健康を守るための健診です。 母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の費用の一部が助成される、妊婦一般健康診査受診票（14回分）をお渡ししています。		
妊婦歯科健康診査	市内の指定歯科医療機関にて、無料で1回歯科健診を受けることができます。		
妊産婦訪問	妊娠中や出産後に不安なことや相談のある人には、必要に応じて保健師が訪問し、相談をお受けします。	市内在住の妊産婦	
新米パパママ学級	これからパパ・ママになる方を対象に、新米パパママ学級を開催しています。 ママコース 10人 両親コース 12組（先着順）	初妊婦（両親コースは妊婦とそのパートナー）	西条市中央保健センター 〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 電話：0897-52-1215 FAX：0897-52-1293



## ○月齢別の保健サービス

乳児期・幼児期を通して、健診・相談・訪問など、さまざまな支援を受けることができます。

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
こんにちは 赤ちゃん訪問	お子さんを出産された全てのご家庭に、保健師・看護師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や子育てについてのなどの相談をお受けします。	生後3か月以内	ご家庭	西条市中央保健センター  〒793-0041 西条市神拝 甲324番地2
乳幼児訪問	保健師・管理栄養士・看護師などがご家庭を訪問し、子育ての悩みについて相談をお受けします。ご希望に応じて随時訪問いたしますので、お気軽にご連絡ください。	乳幼児	ご家庭	電話： 0897-52-1215 FAX： 0897-52-1293
3か月児 健康診査	身体計測、内科診察、離乳食の講習、栄養相談、子育て相談、ブックスタート（絵本のプレゼント）	3か月以上 6か月未満の お子さん	・中央保健センター ・東予保健センター	
乳児一般 健康診査 (6～7か月児)	母子健康手帳とともにお渡しした受診券を使つての健診	6～7か月児	医療機関	
乳児一般 健康診査 (9～11か月児)	母子健康手帳とともにお渡しした受診券を使つての健診	9～11か月	医療機関	
1歳6か月児 健康診査	身体計測、内科診察、歯科診察、子育て相談（保健師・心理相談員）、栄養相談、歯みがき相談	1歳6か月以上 2歳未満 のお子さん	・中央保健センター ・東予保健センター	
3歳児健康診査	身体計測、内科診察、歯科診察、子育て相談（保健師・心理相談員）、栄養相談、歯みがき相談、視覚スクリーニング検査	3歳6か月以上 4歳未満 のお子さん	・中央保健センター ・東予保健センター	
ハピ♡すく 相談室 (乳幼児相談会)	妊娠中の方、乳幼児のお子さんをもつ保護者の方やご家族が相談できる場として月1回保健センター、丹原児童館で相談会を実施しています。保健師、栄養士、助産師、保育士、すくすくナビゲーターが個別の相談に対応しています。	妊娠中・乳幼児のお子さんをもつ保護者やご家族	・中央保健センター ・東予保健センター ・小松保健センター ・丹原児童館	

## ○地域子育て支援センター

……地域子育て支援センターでは、地域の子育て家庭に対する育児のお手伝いを行っています。育児に対する不安や悩みについて相談指導を行ったり、親子の交流を図るため、ふれあいの場を設けています。また、子育てサークル等の育成や支援、子育て関連情報の提供なども行っています。

名 称	場 所	時 間	問い合わせ先
地域子育て支援センター ひだまり	西条認定こども園 西条市総合福祉センター内 〒793-0041 西条市神拝甲324番地2	9:00~17:00	0897-55-1018
地域子育て支援センター おさなごゆめの城	飯岡保育園 飯岡保育園内 〒793-0010 西条市飯岡3240番地2	9:00~17:00	0897-55-2311
地域子育て支援センター らっこ・はうす	東予南こども園 東予南こども園内 〒799-1364 西条市石田397番地1	8:30~17:15	0898-64-3112
地域子育て支援センター たんぼぼくらぶ	小松東保育所 西条市子育て交流センター 「ここてらす こまつ」内 〒799-1101 西条市小松町新屋敷 甲3003番地	8:30~17:00	0898-72-2113
地域子育て支援センター さくらんぼ	中川さくら保育園 中川さくら保育園ほか 〒791-0531 西条市丹原町来見甲1051番地	9:00~17:00	0898-73-2141
地域子育て支援センター にじいろ	かんべ幼稚園 かんべ幼稚園内 〒793-0053 西条市洲之内甲221番地	9:00~14:00	0897-56-3229
地域子育て支援センター 元気にここご堂	神拝保育園 紺屋町商店街 イベントホール・フロム2階 〒793-0025 西条市栄町254番地1	9:00~17:00	090-7624-9420
地域子育て支援センター ぺんぎん・はうす	河北こども園 河北こども園内 〒799-1301 西条市三芳300番地2	8:30~17:15	0898-66-5127

### ○すくすくナビゲーター（子育てサービス利用者支援事業）

……子育てコーディネーター（すくすくナビゲーター）が、相談をうかがいながら一緒に考え、必要な子育てサービスの情報を提供したり、地域の施設や支援機関を紹介します。お気軽にご利用ください。

■対象：妊娠中の方から主に就学前の子育て家庭の方

■相談時間：平日の8時30分～16時30分（土曜・日曜・祝日・年末年始は休み）

■場所・連絡先：西条市役所 子育て支援課など

（ハピ♡すく相談室や地域子育て支援センターでも活動しています）

### ○家庭児童相談室

……家庭児童相談室では、子育ての悩み、子どもの発達上の問題など18歳までのお子さんの健やかな成長のためのあらゆる問題について、家庭児童相談員が電話相談や面接相談また必要に応じて家庭訪問による相談に応じています。

また、児童養護施設等への入所、児童虐待への対応、不登校や非行の問題などについては、児童相談所や青少年育成センター、保健センターなどの関係機関と連携して、対応しています。

また、個人・家族の秘密は、固く守られますのでご安心ください。

■相談日時：平日の8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始は休み）

児童虐待などの緊急の場合は、休みの日も対応いたします。

■相談場所・連絡先：

西条市役所 子育て支援課内 家庭児童相談室

〒793-8601 西条市明屋敷164番地 電話：0897-52-1370（直通電話）

東予子ども・女性支援センター（児童相談所）

〒792-0825 新居浜市星原町14番地38 電話：0897-43-3000



## ○西条ファミリー・サポート・センター

……仕事と育児を両立できる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るため「西条ファミリー・サポート・センター」を開設しています。

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい人（サポート会員）と受けたい人（依頼会員）が会員となり、児童の送迎や預かりなど育児についてお互いが助け合う会員組織です。

援助の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等の開始時間までの預かり</li> <li>・保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等の終了時間後の預かり</li> <li>・保育所、幼稚園等の送り迎え</li> <li>・子どもの急な病気の場合の預かり</li> <li>・日曜日、祝日など保育所等が休日の場合の預かり</li> <li>・依頼会員の仕事および育児の両立のために必要な援助活動</li> </ul> <p>※子どもを預かる場合は、原則としてサポート会員の家庭で行います。          ※子どもの病気等でやむを得ない場合は、依頼会員の家庭で行うことができます。          ※原則として、宿泊を伴う援助は行いません。          ※援助活動を行う場所は、原則として市内に限ります。</p>
-------	--

### 利用時間・料金

時間区分	基準額（通常の預かり）	基準額（病児・病後児預かり）
月曜日から金曜日まで （午前7時から午後7時まで）	1時間 600円	1時間 800円
上記の時間外 および土・日曜日、祝日	1時間 700円	1時間 900円

### 取消（キャンセル料）

取消日	キャンセル料
利用予定日の前日までの取消	無料
利用当日の取消	依頼した時間数の半額 （ただし、病児・病後児預かりの場合を除く）
無断取消	全額

※サポート会員は、援助活動報告書を作成（氏名、必要金額のみ）してください。

※依頼会員は、3日以内にサポート会員宅へキャンセル料を支払いに行き、報告書にサインおよび押印をしてください。

### ■お問い合わせ先

#### 西条ファミリー・サポート・センター

西条市役所保育・幼稚園課内

〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市庁舎新館2階 電話・FAX：0897-53-1666

### ③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 15,000円/月 (一律)</li> <li>・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円)</li> <li>・中学生 10,000円/月 (一律)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の生計中心者で、西条市に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人</li> <li>・児童の入所施設の設置者、里親</li> <li>・児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者(父母が国外に居る場合のみ)</li> </ul> <p>※所得制限あり</p>	<p>西条市役所 子育て支援課 子育て支援係</p> <p>〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎新館2階</p> <p>電話： 0897-52-1370 FAX： 0897-52-1225</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳未満の児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども1人の場合 10,740円～45,500円/月</li> <li>・2人目 5,380円～10,750円/月 加算</li> <li>・3人目以降 1人につき 3,230円～6,450円/月 加算</li> </ul> <p>※令和6年4月改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・父(または母)が死亡した児童</li> <li>・父(または母)が重度の障がいにある児童</li> <li>・父(または母)の生死が明らかでない児童</li> <li>・父(または母)が引き続き1年以上遺棄している児童</li> <li>・父(または母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> <li>・父(または母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</li> <li>・母が婚姻によらないで懐胎した児童</li> </ul> <p>※所得制限あり</p>	



	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養 手当	精神または身体に中度以上 の障がいのある20歳未 満の児童を養育している 父または母、もしくは父 母に代わってその児童を 養育している方に支給さ れる手当です。  ・重度（1級障がい） 55,350円/月 ・中度（2級障がい） 36,860円/月 ※令和6年4月改定	①児童や父もしくは母、 または養育者が日本国内 に住んでいること ②児童が施設に入所して いないこと ③障がいを理由とした公 的年金を受けられないこ と ④受給者、配偶者、扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること	西条市役所 社会福祉課 障がい給付係  〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1493 FAX： 0897-52-1294
	障害児福祉 手当	精神または身体に重度の 障がいがあり、日常生活 において常時特別の介護 を必要とする20歳未満 の方に支給される手当で す。  15,690円/月 ※令和6年4月改定	20歳未満で、常時介護が 必要であり、身体障がい （1級と2級の一部）や知 的障がい（IQ20以下程度） のある児童で、以下の条 件である方 ①受給者・配偶者・扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること ②施設に入所していない こと ③障害年金などの障がい を支給条件とする公的給 付を受けていないこと	西部支所市民福祉課 福祉保険係  〒799-1394 西条市周布 349番地1 電話： 0898-64-2700 （代表） FAX： 0898-65-4363
	特別障害者 手当	障がい重複するなど精 神または身体に著しく重 度の障がいがあり、日常 生活において常時特別の 介護を必要とする在宅の 20歳以上の方に支給さ れる手当です。  28,840円/月 ※令和6年4月改定	20歳以上で、日常生活で 常時特別の介護が必要で あり、障害年金の1級程 度の障がい重複してい るなど、著しく重度障が いの状態にある方で、以 下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養 義務者の所得が一定の額 以下であること ②施設に入所していない こと ③3か月以上連続して入 院していないこと	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p><b>令和6年度</b>                      ・1級                      1,020,000円/年                      + 子の加算                      ・2級                      816,000円/年                      + 子の加算</p>	<p>●20歳前の障がいの場合                      20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合                      20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。                      (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>西条市役所                      市民生活部 市民課                      年金係                      〒793-8601                      西条市明屋敷164番地                      電話：                      0897-52-1383                      FAX：                      0897-52-1295</p> <p>西部支所 市民福祉課                      市民生活係                      〒799-1394                      西条市周布349番地1                      電話：                      0898-64-2700(代表)                      FAX：                      0898-65-4363</p> <p>新居浜年金事務所                      お客様相談室                      〒792-8686                      新居浜市庄内町1-9-7                      電話：                      0897-35-1300(代表)                      FAX：                      0897-32-5819</p>
制度	心身障害者扶養共済制度	心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方 ①西条市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。	<p>西条市役所                      社会福祉課                      障がい給付係                      〒793-8601                      西条市明屋敷164番地                      西条市庁舎本館1階                      電話：                      0897-52-1493                      FAX：                      0897-52-1294</p> <p>西部支所 市民福祉課                      福祉保険係                      〒799-1394                      西条市周布349番地1                      電話：                      0898-64-2700(代表)                      FAX：                      0898-65-4363</p>

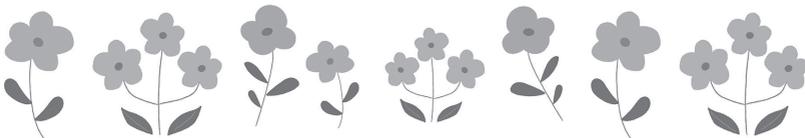
## ④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

### ●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
こども医療費助成	<p>お子さまにかかる医療費を助成する制度です。</p> <p>医療機関の窓口で「健康保険証」と「こども医療費受給者証(申請により発行)」を提示することで、入院・通院分にかかる医療費(保険診療の自己負担分)を自己負担なしで受診できます。</p>	<p>西条市内在住の、0歳から15歳になった日以後の最初の3月末日(中学校卒業年の3月31日)までのお子さまで、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入している方。</p> <p>※令和6年4月診療分から、助成対象期間を18歳になった日以後の最初の3月末日まで拡大します。</p>	<p>西条市役所 国保医療課 医療係</p> <p>〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎新館1階 電話： 0897-52-1212 FAX： 0897-52-1295</p> <p>または</p>
ひとり親世帯等医療費助成	<p>ひとり親家庭の児童や親を対象に医療費を助成する制度です。</p> <p>医療機関の窓口で「健康保険証」と「ひとり親世帯等医療費受給者証(申請により発行)」を提示することで、入院・通院分にかかる医療費(保険診療の自己負担分)を自己負担なしで受診できます。</p>	<p>次のいずれかに該当し、医療保険に加入している方</p> <p>(1)ひとり親世帯の父または母とこども</p> <p>(2)祖父または祖母と孫、兄または姉と弟妹の家庭でひとり親世帯に準ずると認められる方</p> <p>(3)父母のいない児童</p> <p>※「こども」とは、20歳に満たない者。ただし、ひとり親世帯等医療費助成の認定を受けている者で、20歳に達した日以後において引き続き次に掲げる状態にある者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第1条に規定する学校に就学している者</li> <li>・身体障害者手帳1級または2級に該当する者</li> <li>・療育手帳の交付を受けた者で、「重度」と判定された者</li> <li>・身体障害者手帳3級～6級に該当する者であって、療育手帳の交付を受け、「中度」と判定された者</li> </ul> <p>※生活保護を受けている方や前年(1月～6月に申請される場合は前々々年)分の所得税を平成22年税改正前の基準で計算すれば課税となる方は対象にはなりません。</p>	<p>西部支所 市民福祉課 福祉保険係</p> <p>〒799-1394 西条市周布 349番地1 電話： 0898-64-2700(代表) FAX： 0898-65-4363</p>

助成・給付	内容	対象	窓口
		<p>※異性との同居や、生計の援助がある場合などは、対象にはなりません。</p> <p>※こどもについては20歳未満でも、就職して社会保険の対象になっている場合は対象外となります。</p> <p>※上記の要件を満たしていても、対象外となることがあります。</p>	
未熟児養育医療費給付	<p>出生体重が一定以下である乳児等に対して、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、医療費の自己負担額の一部または全部を給付する制度です。</p> <p>給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。</p>	<p>西条市に居住する次のいずれかの症状に該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（満1歳未満）が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時の体重が2000グラム以下のもの</li> <li>・生活力が特に薄弱で、次に掲げるいずれかの症状を示すもの</li> </ul> <p>1.一般状態</p> <p>(ア)体温が摂氏34度以下</p> <p>(イ)運動が異常に少ない</p> <p>(ウ)運動不安、けいれんがある</p> <p>2.呼吸器、循環器系</p> <p>(ア)強度のチアノーゼが持続するまたは、チアノーゼ発作を繰り返す</p> <p>(イ)呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、また、毎分30以下である</p> <p>(ウ)出血傾向が強い</p> <p>3.消化器系</p> <p>(ア)生後24時間以上排尿、排便がない</p> <p>(イ)生後48時間以上嘔吐が持続している</p> <p>(ウ)血性吐物または血性便がある</p> <p>4.黄疸</p> <p>生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある</p>	<p>西条市役所 国保医療課 医療係</p> <p>〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎新館1階 電話： 0897-52-1212 FAX： 0897-52-1295</p> <p>または</p> <p>西部支所 市民福祉課 福祉保険係</p> <p>〒799-1394 西条市周布 349番地1 電話： 0898-64-2700(代表) FAX： 0898-65-4363</p>



助成・給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定 疾病医療費助成	小児の慢性疾患のうち国の指定する小児慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります）	西条保健所 健康増進課 難病・母子保健係  〒793-8516 西条市喜多川 796番地1 電話： 0897-56-1300 FAX： 0897-56-3848 E-mail： tou-kenkosozin@ pref.ehime.lg.jp
難病の医療費 助成	難病のうち、国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準(重症度分類基準)を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額(10割の額)が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②西条保健所管内（西条市・新居浜市）に住所を有している方 ③公的医療保険(国民健康保険や健康保険など)に加入している方、または生活保護受給者	
重度心身障害 者医療費助成	心身に重度の障がいがある方を対象に、医療費を助成する制度です。  医療機関の窓口で「健康保険証」と「重度心身障害者医療費受給者証（申請により発行）」を提示することで、入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を自己負担なしで受診できます。	次のいずれかに該当し、医療保険に加入している方 (1)身体障害者手帳1級または2級を持たれている方 (2)療育手帳Aを持たれている方 (3)療育手帳Bと身体障害者手帳3級～6級を持たれている方 (4)身体障害者手帳3級を持たれている方 (5)療育手帳Bを持たれている方 【注】(4)・(5)の方は、前年(1月～6月に申請される場合は前々年)分の所得税を平成22年税制改正前の基準で計算すれば課税となる世帯に属する方は対象になりません。	西条市役所 国保医療課 医療係 〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎新館1階 電話： 0897-52-1212 FAX： 0897-52-1295  または 西部支所 市民福祉課 福祉保険係 〒799-1394 西条市周布 349番地1 電話： 0898-64-2700(代表) FAX： 0898-65-4363

助成・給付	内容	対象	窓口
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③西条市に住民登録があること ※所得制限の要件あり	西条市役所 社会福祉課 障がい給付係 〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1493 FAX： 0897-52-1294
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。 医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい（心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫）です。 ※所得制限等の要件あり	西条市役所 社会福祉課 障がい給付係 〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1493 FAX： 0897-52-1294



## ●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	次の全ての要件に該当する方が対象です。 ・西条市にお住まいの方 ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ・障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方	西条市役所 社会福祉課 障がい給付係  〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1493 FAX： 0897-52-1294
補装具の交付・修理	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	西部支所 市民福祉課 福祉保険係  〒799-1394 西条市周布 349番地1 電話： 0898-64-2700(代表) FAX： 0898-65-4363
日常生活用具給付事業	障がい者（児）、難病患者の日常生活の利便を測るため、ストマ装具や紙おむつなどの日常生活用具を給付しています。	原則、在宅で生活する以下の人が対象です。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。 ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。	

## ⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

\* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P148参照

## ⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	西条市役所 社会福祉課 障がい給付係 〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1493 FAX： 0897-52-1294
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまう方	西部支所 市民福祉課 福祉保険係 〒799-1394 西条市周布 349番地1 電話： 0898-64-2700(代表) FAX： 0898-65-4363
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。 1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	

## ⑤-(c) 障害福祉サービスについて

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/shakaifukushi/benri8-12-8.html> (西条市HP)



### ○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

**\*愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P148参照**

### ○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

### ●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児を含む精神障がい児）	西条市役所 社会福祉課 障がい支援係 〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1214 FAX： 0897-52-1294
②	居宅訪問型 児童発達支援  ※西条市内には 指定事業所が ありません。	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	

	サービス	内容	対象	窓口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	西条市役所 社会福祉課 障がい支援係 〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1214 FAX： 0897-52-1294

\* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P148参照

## ○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した  ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

	サービス	内容	対象	窓口
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した  ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター  〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

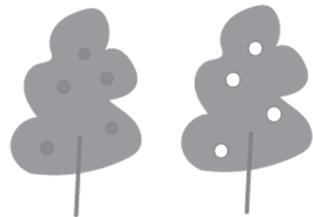
\* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P148参照

## ● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

### \* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	西条市役所 社会福祉課 障がい支援係  〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1214 FAX： 0897-52-1294

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	西条市役所 社会福祉課 障がい支援係  〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎本館1階 電話： 0897-52-1214 FAX： 0897-52-1294
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要件あり) ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	



	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）、発達障がい者（児）等に、円滑に外出できるように、移動の支援を行います。	①車いすを常用し自走が困難な身体障害者手帳の肢体不自由1級又は2級の所持者で、上肢及び下肢又は、上肢及び体幹に機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方	西条市役所 社会福祉課 障がい支援係 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市庁舎本館1階 電話:0897-52-1214 FAX:0897-52-1294
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された方 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の方 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	訪問入浴	居宅において入浴が困難な障がい者（児）に対して、訪問入浴を行います。	居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者（児）	西条市役所 社会福祉課 障がい給付係 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市庁舎本館1階 電話:0897-52-1493 FAX:0897-52-1294
	意思疎通支援	障がい者に対する意思疎通の円滑化を図るために、意思疎通支援者を派遣します。	意思疎通を図ることに支障のある障がい者(児)	西条市役所 社会福祉課 障がい支援係 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市庁舎本館1階 電話:0897-52-1214 FAX:0897-52-1294
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者	

	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用、 住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、 低所得世帯	愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課  〒790-8553 松山市持田町 三丁目8番15号 電話:089-921-8384 FAX:089-921-5289  または  社会福祉法人 西条市社会福祉協議会  〒799-1371 西条市周布606番地1 電話:0898-64-2600 FAX:0898-64-3920
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	低所得世帯、 障がい者世帯、 高齢者世帯等	
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が 困窮となった場合に貸し付ける 少額の費用（上限10万円）		
	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に 就学するための経費		
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校 への入学に際し必要な経費		

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。

[https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken\\_shi/index.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html)



## ⑥ 入園について

### ○保育所等の利用について

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/hoikuen.html>



……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	担当課
幼稚園	なし	3～5歳	1号認定	西条市役所 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係  〒793-8601 西条市明屋敷 164番地 西条市庁舎新館2階 電話： 0897-52-1337 FAX： 0897-52-1225
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)	
		3～5歳	保育所機能部分(2号認定)	
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	0～2歳	3号認定	
		3～5歳	2号認定	
		0～2歳	3号認定	
地域型保育事業		0～2歳	3号認定	



## ○一時預かり（一般型）について

……保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、または保護者が週3日程度のパートタイムに就労しているなど就労形態の多様化に伴う継続的な保育など、需要に応じた保育サービスを提供する制度です。

保育所名	所在地	電話
東予南こども園	西条市石田397番地1	0898-65-6683
河北こども園	西条市三芳300番地2	0898-66-5065
小松東保育所	西条市小松町新屋敷甲3003番地	0898-72-2114
神拝保育園	西条市神拝甲239番地3	0897-55-3052
西条認定こども園	西条市本町133番地2	0897-55-3106
さくら保育園	西条市大町992番地1	0897-56-6227

※詳細については、各保育所等にお問い合わせください。

対象者	西条市内に住所を有し、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所に通っていないまたは在籍していない等の就学前の児童
利用料	4時間以内の利用…750円、4時間を超える利用…1,500円 ※神拝保育園、さくら保育園は半日なし。
利用申込	利用申し込みは一時預かり事業（一般型）を実施している保育所等で受け付けます。利用ご希望の方は、事前にお申し込みください。
利用定員	東予南こども園、河北こども園、神拝保育園、ここてらす こまつ おおむね10名 西条認定こども園、さくら保育園 おおむね6名

●子育て応援サイト「ハビ♡すく」で利用申込（電子予約）ができます。  
詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kosodateshien/kosodatemoobileservice.html>

一時保育予約システムを初めて利用される方へ

<https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/38890.pdf>



## ○病児・病後児保育について

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/benri-kodomo1-6.html>



……西条市病児・病後児保育事業とは、市内に在住の病気の回復期にあるお子さんや急性の病気のお子さんを、就労等で忙しい保護者に代わって日中のみお預かりし、看護師・保育士が協力して看護保育をする事業で、医療行為を目的とした事業ではありません。

従って、通院で治療を行える程度の病状で、かかりつけ医師が利用を可能と判断した、入院を必要としない程度の病状の病気のお子さんが対象となります。

ただし、はしか等伝染性の強い病気の場合等は、その時の状況によりお預かりできないこともあります。

実施機関	住所	電話	備考
村上記念病院	西条市大町739	090-2249-7764	愛称「カンガルーハウス」
市立周桑病院	西条市壬生川131	0898-76-1330	愛称「ぼんぼこハウス」

※詳細については、実施機関でおたずねください。

実施日	月～金曜日 8時～18時 土曜日 8時～12時30分 ※日曜・祝日・年末年始は休み
対象児童	上記の状況にある就学前児童または小学生
利用条件	入院の必要がなく病状が安定している状態、又は回復期にあること。 ※感染症の種類によっては、受け入れができない場合があります。
定員	カンガルーハウス おおむね10名/日 ぼんぼこハウス おおむね4名/日
利用料	2,000円/日・人（食事・おやつ代含む） 生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親世帯は無料 （カンガルーハウスについては食事・おやつ代400円は別途徴収） ※市民税非課税世帯については、4月から8月の利用時には前年度の市民税非課税世帯に属している方、9月から3月の利用時には当年度の市民税非課税世帯に属している方が対象
利用申込	事前登録をお願いします。 利用の際には、前もって予約をお願いします。利用申請書に記入し、実施施設へお申し込みください。

## ⑦ 就学について

## 子育て便利メニュー（西条市ホームページ）

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kosodateshien/benrimenu.html>

お子さんの年齢・ステージに合わせて、リンクをご覧ください



## ●教育相談

内容	教育に関する悩みや相談をお受けしています。 不登校、いじめ、非行など少年問題について困っていることがありましたら、何でもご相談ください。経験豊かな専門の指導員が相談に応じます。
場所	青少年育成センター ・青少年がすこやかに育つため、各種健全育成活動の推進や教育（悩み）相談、適応指導教室運営を行っています。 ・ <a href="https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokoyoiku/gk0002.html">https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokoyoiku/gk0002.html</a>
相談日	土曜日・日曜日・祝日および12月28日～翌年1月3日を除く毎日
時間	8時30分～17時15分
相談方法	電話による相談 教育相談室での面接相談
問い合わせ先	青少年育成センター （本部）西条市檜木53-1 電話：0897-52-2355 （西部分室）西条市周布349-1 電話：0898-65-5500



## ●ウイングサポートセンター

……このセンターは「自立し、心豊かにたくましく生きる西条っ子」の育成を目的に、特別な支援を要する子どもが、必要な支援を得ながら自立し、地域において豊かに生きていくことができるように活動する施設です。

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokyoiku/gk0051.html>



活動内容	相談支援	成長発達に不安のある子や家族からの相談 巡回相談（要請、計画）など
	教育支援	保育園（所）、幼稚園、小中学校、高等学校からの相談 特別支援学校との連携など
	就労支援	作業所、就労以降支援事業所との連携 ハローワーク、商工会議所、企業との連携など
	啓発・研修	成長・発達に関する正しい理解や効果的な支援方法について の啓発・研修 研修会や講演会の開催など
施設概要	東部ウイング サポートセンター	〒793-0030 西条市大町68番地6 電話：0897-56-8114
	西部ウイング サポートセンター	〒791-0508 西条市丹原町池田1561-3 電話：0898-68-1520
利用のご案内	開館時間	月曜日～金曜日 8時30分～19時 土曜日および第4日曜日 8時30分～17時15分
	休館日	日曜日（第4日曜日を除く）、祝日、12月29日～1月3日
相談での利用	事前に電話等で予約のうえお越しください。	

## ●就学时健康診断

……就学予定者に対して、10月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言、教育（就学）相談等を行います。毎年9月上旬に、学校教育課から各家庭に案内をお送りしています。

### ■問い合わせ先

学校教育課 学務係

〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市庁舎新館4階

電話：0897-52-1252 FAX：0897-52-1210



●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 +通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた指導を通級指導教室で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

●特別支援学級または通級指導教室を設置している西条市内小学校

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokoyoiku/gk0008.html>



学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
西条小学校	西条市神拝乙112番地	0897-56-3117	○	○
神拝小学校	西条市神拝甲427番地	0897-56-3107	○	○
大町小学校	西条市大町992番地2	0897-56-2114	○	○
玉津小学校	西条市玉津200番地1	0897-56-3161	○	—
飯岡小学校	西条市飯岡2124番地	0897-56-2119	○	—
神戸小学校	西条市洲之内甲200番地	0897-56-2744	○	—
禎瑞小学校	西条市禎瑞1829番地	0897-57-9280	○	—

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
橘小学校	西条市西泉乙417番地	0897-57-9845	○	—
氷見小学校	西条市氷見乙1143番地2	0897-57-9844	○	—
壬生川小学校	西条市壬生川425番地2	0898-64-2022	○	○
周布小学校	西条市周布1521番地	0898-68-7116	○	—
吉井小学校	西条市玉之江235番地1	0898-64-3080	○	—
多賀小学校	西条市北条1504番地	0898-64-2042	○	—
国安小学校	西条市桑村131番地	0898-66-5181	○	○
吉岡小学校	西条市広岡甲116番地1	0898-66-5259	○	—
三芳小学校	西条市三芳1217番地	0898-66-5227	○	—
楠河小学校	西条市河原津甲464番地1	0898-66-5024	○	—
庄内小学校	西条市旦之上甲618番地	0898-66-5255	○	—
丹原小学校	西条市丹原町池田1778番地1	0898-68-7005	○	○
徳田小学校	西条市丹原町古田甲720番地1	0898-68-7163	○	—
田滝小学校	西条市丹原町高松甲2266番地1	0898-68-7557	—	—
田野小学校	西条市丹原町田野上方2098番地1	0898-68-7548	○	—
中川小学校	西条市丹原町来見1番地122	0898-73-2301	○	—
小松小学校	西条市小松町新屋敷甲280番地1	0898-72-2704	○	○
石根小学校	西条市小松町大頭甲262番地1	0898-72-2920	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。



## ●放課後児童クラブ

……放課後児童クラブは、昼間、就労等で保護者が自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する子育て支援策です。  
<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokyoiku/benri-kodomo1-8.html>



開設日時	学校授業日：放課後～18時まで 学校休業日：7時30分～18時まで（土曜日、夏休みなどの学校休業日など）
対象児童	小学校1年生から6年生までの児童で、保護者が就労や病気等により昼間家庭にいない児童
利用申込	入会申込書に必要書類を添付して、下記のお問い合わせ先へ提出してください。
問い合わせ先	学校教育課 地域学校協働係 〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市庁舎新館4階 電話：0897-52-1640 FAX：0897-52-1210



## ●特別支援学級または通級指導教室を設置している西条市内中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
西条東中学校	西条市下島山甲865番地	0897-56-2653	○	—
西条西中学校	西条市氷見乙558番地	0897-57-9434	○	—
西条南中学校	西条市大町1120番地	0897-56-0380	○	—
西条北中学校	西条市朔日市400番地1	0897-56-0170	○	○
東予東中学校	西条市周布160番地	0898-64-2132	○	—
東予西中学校	西条市国安996番地	0898-66-5042	○	—
河北中学校	西条市宮之内284番地	0898-66-5044	○	—
丹原東中学校	西条市丹原町今井4番地1	0898-68-7054	○	○
丹原西中学校	西条市丹原町来見甲15番地1	0898-73-2302	○	—
小松中学校	西条市小松町南川甲208番地	0898-72-2744	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

**\* 愛媛県内の特別支援学校については、P147参照**